

意見書

今回株式會社萬朝報社に發生したる勞働爭議は單に勞資間に於ける勞働條件改善に起因せし紛争問題にあらず、別記書文の如く萬朝報社の名實伴ふ更生一新を期せんが爲、全從業員一同此處に斷乎決意をなしたるものである、惟ふに萬朝報今日の經營は疲弊困憊その極に達し、會社の負債日加重し、營業の實あがらず爲に全從業者の未拂給料一萬圓を突破するに至り、我等全從業員及家族一同の生活不安は益々深刻化しつゝある

かくの如き斷末魔的結果を招來せし原因は幾多あると雖も主なる要因は社長長谷川善治氏の獨斷無暴なる經營方針とその態度である、我等は今長谷川氏公私の言動に關し之を批判し糾弾する事はこゝに簡略する、只我等の意圖する處は何等の私心なく、斷乎長谷川氏の猛省と引退を要求し、營業編輯、工務部其他各員の一致協力の上に大萬朝報たる可く最善の努力をせんことを欲するものである、

昭和十二年三月 日

株式會社 萬朝報社

全從業員一同

萬朝報社新經營方法に關する大綱

- 一、業務委員會の設置
營業部編輯部工務部より各二名宛業務委員を選出し委員長一名を加へ業務委員會を構成す
- 一、右業務委員會設置と同時に長谷川善治氏は萬朝報社顧問となり經營の實際業務には當らざるものことす
- 一、新經營に移行したる場合の一ヶ月の收支概算次の如し

一、收入合計 二千 千 圓
 二、支出合計 七千三百四十圓

廣告、販賣經常收入

一、支出合計

二千 千 圓

内 譯

イ、用紙代

一千二百圓

ロ、瓦斯電力水道

五百七十圓

ハ、通信

二百七十圓

ニ、發送費

二百七十圓

ホ、遞送料

一千二百圓

ヘ、雜費及借入金利息

三百五十圓

ト、人件費

三千五百圓

内 譯

A 工場一日(六版の豫定)

二千二百圓

B 營業

三百圓

C 編輯

六百五十圓

D 雜給

三百五十圓

差引 不足

五千二百四十圓

右不足額約五千圓也

は委員會に於て協議の上他より出資を

求むるものことす

一、長谷川善治氏は顧問たると同時に萬朝報發行並に會社經營の權利義務一切を明白にし業務委員會に譲渡すべきものことす

一、長谷川善治氏には會社より月額金百五十圓也を支給するものことす

一、資産負債(會社負債並に給料未拂金)の處理方は業務委員會に於て之を執行す

一、資産

一、負債

一、發行

一、權

一、部

遞送料、水道局、東京電燈株式會社、東京瓦斯株式會社、輪轉機、製版機其他機械及び活字に關する負債、電話三個、發送用自動車、廣告板店負債、敷地家屋、株券に伴ふ負債、用紙屋、發行保證金、未拂給料、其他諸拂